

資料調査 出雲国風土記写本の調査（二〇）

島根県古代文化センター 風土記調査研究班

平 石 充
野々村 安 浩

小序

古代文化センターで実施している風土記調査事業において『出雲国風土記』等の写本の調査をし、『古代文化研究』誌上で、その書誌的内容を報告してきた（『古代文化研究』第十二号所載「資料調査 出雲国風土記写本の調査（一）」小序 二〇〇四年 参照）。

今号では令和五年度における『出雲国風土記』写本の調査について報告する。写本の調査等について、所蔵者の方にお礼を申し上げる。

撮影画像データ（デジタル）は古代文化センターで保管している。

一、内神社所蔵『出雲国風土記』写本（高野宮本）

所在地 島根県出雲市

寄託先…島根県立古代出雲歴史博物館

島根県出雲市大社町杵築東

*調査日 令和五年（二〇二三）十二月十三日

（調査者 平石 充・橋本 剛・野々村安浩）

二、『出雲国風土記』写本（高野宮本）

（１）資料について

資料名…出雲国風土記

（２）写本の概要

* / は改行を、□は判読できない文字を、双行は（ ）で表す。出雲国風土記写本の丁数、表・裏を、「六七丁ウ」のように記す。

【装丁】 袋綴 五穴 一冊

【法量】 縦二五・八cm×横一八・五cm（見開き三四・〇cm）

【丁数】 本文 八二丁

（本文八二丁ウ 最末尾に「墨付八十三丁」【写真4】

*もと表紙ヲ含む丁数カ）

半丁面 九行 一行十四字

【外題】（題簽）「雲陽風土記」（縦 最長一七・二cm×横四・〇cm）

下部欠損 【写真1】

【内題】「出雲國風土記」【写真2】

【蔵書印等】 ナシ

【奥書等】

(本文八二丁オ) 【写真3】

「此風土記ト申ハ日御崎建立ノ時紀州様ヨリ

御寄進在之ソレヨリ世ニ廣マルナリ

□時御添書ヲ爰ニ書載畢ヌ

日本風土記六十六卷今纔存出雲

国一冊而巳是神國之徴兆也依爲

當国之靈物奉寄進日御崎社者也

寛永十一年秋七月日

從二位行權大納言源朝臣家直

于時延寶五天孟秋吉日

大野郷高宮社主

家原氏大藏紀□勝^(信カ)

(本文八二丁ウ) 【写真4】

「堀尾山城守忠晴公祖父帶刀と□議^(相カ)し

慶長十三年松江に城を移して寛永

癸酉年まで山城守二国江刺史た□^(りカ)

其次京極若狹守源忠高公寛永

十四丁丑まで雲隠并石州銀山までも

治玉ふ同十五戊寅年 東照大

権現前征夷大將軍正一位左大臣

左大將源家康公御子前国主從

三位中納言兼三河守源秀康公御

三男出雲ノ国主從四位上左近衛ノ

權少將兼出羽守源直政公御入国」

墨付八十三丁上氏門」

【その他】

(もと表紙オ) 【写真5】

朱書 「寛永十一年七月尾張大納言義直

卿御寄進出雲國日御崎神庫

當國之靈物」

(もと表紙ウ) 【写真2】

墨書 「此書ノ内不審ヲ揚テ云ク

越八口 トハ 大蛇ヲ素尊ノ斬玉フ事ヤ

刻 割ノ字ハ 関所番処ヲ云ナルベシ

神戸ハ 神領ノ処ヲ云ナルヘシ

餘戸ハ 開キ地今ノ新田ノ心ナラン」

【書写上の特徴】

〔頭注・書き込み等〕

* 各郷・驛・神戸・寺(新造院)・山名条に上部に朱○印あり

* 異なる書体による傍書・頭注・書き込みが朱書、墨書にて多く施されている。

(二丁オ)「考細思枝葉」の「考」字傍書 「老」

(二丁オ)「驛家参」の頭注

「驛唐令云諸道ノ須置驛者每三ノ十里一驛若地勢ノ險阻及無水草ノ處随縁置之」

(二丁オ)「出雲郡郷捌里二十三 神戸壹里」の

「三」に傍書「二イ」

「神戸壹^三里」に傍書「餘戸一イ 神戸ナシ」

（三丁オ）「母理郷」の頭注

「和名抄分舍人安来／楯縫楯屋代山國／母理野城賀茂神戸／等之郷
為能義郡／以完道來待拜志／神戸忌部山代大草／筑陽等之郷為意
／字郡」

（三丁オ）「舍人郷」の頭注 「順和名ニ舍代ト在」

（四丁オ）「初國小所作」の「小」字に引き出し線し傍書

「意宇郡出雲村足高大明神ノ藪中ニアリ」

（四丁ウ）「八穂米支豆支」の頭注 「米當作末」

「八穂米」の「八」字に引き出し線を付し傍書「大社邊ナリ」

（四丁ウ）「佐比賣山」の傍書 「飯石郡」「三瓶」

「賣」字 下の字に重書し、左傍書「黄イ」

頭注 「黄一本作賣」

「蘭之長濱」の傍書 「蘭村妙現ナリ」

「童女」字 頭注 「一本童字下／有意字在／皆並此」

（五丁オ）「多久乃折絶」の傍書 「嶋根郡講武谷」

「良波乃國」の傍書 「嶋根郡野浪ナリ」

「闇見國」の傍書 「嶋根郡新庄村久良見谷」

（五丁ウ）「高志之都々乃」の傍書 「高志都之乃イニ」

「夜見嶋」の傍書 「伯耆ノ弓濱也」

「火神岳」の傍書 「伯耆ノ大仙」

（六丁オ）「所謂意字。者」の傍書 「社者イ」

（六丁ウ）屋代郷条

「降來社」の「社」字の傍書 「坐イニ」

「吾淨將」の「淨」字の左傍書 「靜イ」

（八丁オ）飯梨郷条の朱書頭注 「和名鈔□／此郷」

（八丁ウ）舍人郷条の頭注 「^歟明帝之ノ事神社考ノ日吉ノ註ニ在ノ磯城嶋
ニ／作ル」

（九丁ウ）野城驛条の朱書頭注 「野城和名抄ノ訓ノキ」

黒田驛条 「今東属郡」の傍書 「郡家属東イニ」

（十一丁オ）教吳寺条 「山城郷中」の傍書 「舍人郷ノ中イニ 山城ハ誤
ナラン」

（十一丁オ）山代郷新造院条「出雲神戸置君鹿麻呂之祖」の「鹿」字に左圈
点、頭注 「猪カ」

（十二丁オ）「同狹井高社」の「高」の下に圈点 傍書「。守イニアリ」

（十二丁ウ）「卅八所」の傍書「四十」

「宇田比社」の頭注 「宇由比」

（十三丁オ）青垣山条

「青」字の傍書 「暑イニ」

「有蟬蟬」に左傍書「蜂蟬」

久多美山条 「三里有祖」の傍書「垣イ」「社イ」

玉作山条 「二里有祖」の傍書「社イ」

神名樋山条 「神」字の左傍書「神力」

（十三丁ウ）諸山野所在草木条 「商陸」の下に圈点 傍書「蒿本」

（十四丁ウ）意字川条 「熊野山」の下に圈点 傍書「北流東折」

（十五丁ウ）栗嶋条 「栗」字の傍書「栗イ」

（十五丁ウ）「塩栢嶋」の傍書 「楯イ」

（十六丁オ）「前件一郡入海之南此則國務也」の「此」字の傍書 「北イ」

抹消

（十七丁オ）島根郡冒頭の郷名列記順序

山口郷 ↓ 朝酌郷

(十七丁ウ・十八丁オ) 各郷名の記載順序

「山口郷」↓「朝酌郷」

* 細川家本ナドハ、「朝酌郷」 ↓ 「山口郷」ノ順

(十八丁ウ) 加賀郷条 **【写真6】**

「加賀郷郡家正北廿四里一百六十歩」の次は薄い墨書「佐加地賣命聞
岩屋哉詔全弓以射給時光加々明也／故云加賀」

* 十九丁オ 半丁九行詰メデアリ、初行「故云加賀」ハ追記カ。

(十九丁ウ) 二〇丁ウ) 嶋根郡神社条 **【写真7-1・7-2】**

・十九丁ウ 三行ノ四行

貼紙「布自伎美社 多氣社 久良弥社

同波夜都武自社 河上社 長見社」を付す

貼り紙の下の右に「聞見」の残画が見える。

貼り紙の下に墨書がある。

* 十九丁三行ノ二〇丁ウ二行ノ神社記載ノ書体ハ、前後ノモノト異ナル。

(二十丁ウ)

布自枳美高山条 「二十里 有ノ烽」の下に「高廿七丈ナルヘシ／今

ノ□山ノ事カ」

女岳山条 「女岳山」の傍書 「有降山イ」

糸江山条 「江山」 頭注 「糸江山イニ」

* 本文 「江」字の上に「糸」字 追記カ

(二二丁オ) **【写真8】**

加賀川条

「小倉山」の下に圈点 挿入右傍書「北流入大海」左傍書「多久川源

出郡家西北廿四里小倉山」

法吉阪条 「鮒」字の下 「ツヽケテ書ベシ」とし、挿入符をして

「須我毛(當夏節尤ノ有美菜)」

(二二丁ウ) 朝酌促戸条

「促」字の頭注 「セマルト云字ノ爰ニテセバトヨム」

「戸」字の下に圈点 傍書「渡」

(二三丁ウ) 前原埼条 **【写真9】**

本文の五行目の「叢」と七行目の「會」の間に

「本草綱目鮫魚部鼻前有骨如斧斤能擊物壞舟者曰鋸沙也」

(二五丁オ)

戸江割条

「割」字に引き出し線 傍書「字彙ニ削平也トソ」

粟江埼条 頭注 「栗イ」

(二六丁ウ) 厓島条 「厓」字に左圈点、頭注「屋イ」

(二七丁オ)

方結浜条 「一百八十歩」の傍書「一里八十歩イニ」

須義浜条 頭注「スケ浦」

(二七丁ウ)

稲上浜条 頭注 「北浦」

大嶋条 頭注 「北浦」

如志嶋条 頭注 「千酌トノ菅トノ間」

赤嶋条 頭注 「笠浦」

(二八丁オ)

黒嶋条 頭注 「笠浦ニアリ」

亀嶋条 「亀」字の上に挿入「同処ニアリ」

附嶋条 頭注「カサノ浦ト／野井ノ間」

蘇島条 頭注「同処」

瀬崎条 「瀬」字の上に挿入「野浪ニ在」

（二八丁ウ）川来門大浜条 頭注「カ、浦／ニ在」

（二九丁ウ）

大崎浜条 頭注「ヲハシ浦／ノ事也」

須々比崎条 頭注「ヲハシ也」

御津浜条 頭注「水浦也」

虫津浜条 頭注「カタク也」

（三二丁ウ）伊農郷条

「赤食伊農意保須美比古佐和氣能命之居」の「居」字に左圈点

頭注 「異居字／作后字」

（三三丁オ）神名火山条

「火」字 傍書「大イ」

「高冊丈」 「冊」字の傍書「二百冊丈イ」、「丈」字の傍書「歩イ」

（三四丁ウ）

山田川条 頭注「秋葉川」

多太川条 頭注「岡本川」

（三五丁オ）伊農川条と池改恵曇条の間

頭注「異者／長江川源出郡家東北九里四十歩／神名火山／南流入于／

海之一件」

「長江川」字から引き出し線「イニナシ」

（三九丁ウ） 榑縫郡 「神戸里」と神社記載の間 【写真10】

「異有新造院一所在沼田郷中建立嚴堂郡家正西六里一百六十歩大領出雲臣太田之所造也之一件」

（三九丁ウ）榑縫郡 神社記載

「水社」 傍書「水神社イ」

（四一丁オ） 榑縫郡 諸山所在草木条

「梅榴」 左傍書「海イ 海榴 意宇郡見合スヘシ」

（四三丁ウ）出雲郡 郷名列記記載 「健耶郷」の下注

「須和名集ニ建部ト在／字形似テ爰ニ誤ル」

（四四丁オ）健部郷条 朱書 頭注「和名鈔作／建部」

（四四丁ウ）漆沼郷条 朱書 頭注「疑直江也」

（四四丁ウ）河内郷条 「正南三里九十七歩」の傍書「一十三里一百歩イニ」

（四五丁オ）

河内郷条 「優長一百七十丈五尺」の下に圈点、傍書「是ヨリ下細註」

出雲郷条 「説名如國」の傍書「此四字細註」

伊努郷条 左傍書 朱書「和名抄作伊勢疑号林本郷也今属榑縫」

（四五丁ウ）伊努郷条

「赤食伊努意保須美比古佐和氣能命之祖」の「祖」字左傍書「社イニ」

「神龜三年／改字伊努」の下注「此細字イニナシ」

（四六丁オ）宇賀郷条

「大神伺求給所此財是郷」の「財是郷」の傍書「則是郷也イニ」

（四六丁ウ）「神戸里」条と神社記載の間に

「異本ニ寺爰ニ入テアリ此本ニ社ノサキニ出」 【写真11-1】

（四七丁ウ）出雲郡 在神祇官社記載の末尾「五十八所」の下注「五十九処

アリイツレン書アヤマルヘシ」

（四八丁ウ）神社記載の後に、新造院記載有り 【写真11-2】

「寺新造院一所有河内郷中建立嚴／堂也郡家正南。三里一百歩旧大領／置部臣布祢之所造（今大領佐宜／鹿之祖父）」

「南。」の圈点の右傍書「一十^イ」

「弥」字に左に圈点 頭注「弥^イ」

(五〇丁ウ) 「池 江玉頂池」の「頂」字傍書「頂^イ」

(五一丁オ) 意保美浜条 頭注「川下」

(五一丁ウ) 「字礼保浦」条と「子負嶋」条に間の「山崎」の傍書

「字礼保山ノコトカ」 【写真12】

(五四丁ウ) 置条の頭注 朱書「和名抄作日置」

(五六丁オ) 多伎郷条と余戸里条の間に 【写真13】

細字「異有神戸里郡家東南一十里之一件」

(五六丁オ) 余戸条 頭注 朱書「和名抄別有伊秩郷」

(五七丁オ) 神門郡 在神祇官社記載の末尾「同夜牟夜社」と「已上二三所

／並有神祇官」の間に細字「比奈社」

(五七丁ウ) 神門郡 山記載 「吉栗山」条と「稻積山」条の間の山名記載

【写真14】

「字比瀧山郡」 *コノ五字ハ後筆カ

(五九丁オ) 神門川条の「間土村」 「土」字に傍書「立^イ」、左圈点

同条末尾に細字「。飯石郡須佐川ノ処ニ見合スニ門立村ト在間ノ字

写誤カ」

(六二丁ウ) 飯石郡来嶋郷条と神社記載の間 頭注 朱書「和名抄載能石田

井之二郷」

(六五丁ウ) 飯石郡末通道記事の「三次郡」の頭注

「三次郡ハ備後国ノ郡名ニ三茨郡ノ事カ」 【写真15】

(六六丁ウ) 仁多郡冒頭 郷名列記条 「横田郷」条と「所以号仁多」の間

細字「以上肆郷別里参」

朱書「和名抄列書漆仁阿位之二郷」

(六七丁オ) 三沢郷条 「澤」字傍書「津^イ」

(六七丁ウ) 「御津」ノ「津」字頭注「澤」

(七一丁オ) 「阿志毗緑山」の「緑」字傍書 「縁^イニ」

(七一丁ウ) 「常無刻但當有政時權置耳」の「權置耳」字に左傍書「此二字

量多^イニ」

(七三丁オ) 屋代郷条 「大神之架立」の「架」字の頭注「架」

(七四丁オ) 斐伊郷条 「通速日女命」の「通」字の左傍書「樋」

(七五丁ウ) 神社記載 「字乃追社」の「追」字 左に抹消符し、右傍書

「遅^イ」

(七五丁ウ) 城名樋山条 「大穴持命為代八十神」の「代」字の左傍書「伐

イ」

(七七丁オ)

海潮川条 「意宇与大原二郡堺矣・入村山北海」

黒圈点に挿入線「入村山北自海潮西流イ」

佐世川条 「出阿用之山北海」 「海」字に挿入符「流ナルヘシ」

(七七丁ウ) 屋代小川条 「出郡家正東止除田野」の「出」字の上に朱圈点、

傍書「源」

「卷末通道条」

(七八丁ウ)

「意宇郡家北十家衝」の「衝」字に傍書「先ニ街ノ字」

(七九丁オ) 「至秋鹿又」の「又」字の上に圈点し、 傍書「郡家」

(七九丁ウ) 「正西道自十字街西一十二里」の「字」字に傍書「前ニハ家ノ

字」

「廣一丈五尺又西七里」の「又」字の傍書「野代川」

(八〇丁オ)

- ・「仁多郡家一道南卅八里一百十一歩」

「歩」字の下に圈点し傍書「備後国堺至遊託山」

- ・「又西廿三里卅四歩。至郡西堺出雲河」の圈点に挿入符を付し、左傍

書「至出雲郡家自郡家西二里六歩イニ」

左傍書「二里六里トモ」

(八〇丁ウ)

- ・「又自郡家西二里六十穂至郡西堺出雲河(渡五十歩／船一)」個所の冒

頭と末尾に△印を付し、傍線を付し、傍書「此件イニナシ」

頭注「此△口ノ点ノ文／イニナシ」

- ・「通石見國安農郡惣去國程一百六里二百卅四歩」

「去」字 左傍書「イニナシ」

「二百六里二百卅四歩」 左傍書「一百五十四里二百十四歩イニ」

- (八一丁オ)「圍 阜宇軍圍」の「阜」字に抹消符 傍書「意イニ」

(八一丁ウ) 【写真3】 右

- ・「土掠燠」 「掠」字 傍書「掠」、

「燠」字傍書「燠イニ」、「燠」に引き出し線を付し、「烽

ノ字ナルヘシ」

- ・「神門郡家烽或東南四里」 「家」字の下圈点 傍書「東南一十四里」

- ・「布自・美烽」 「自」字 傍書「自カ」、黒圈点の傍書「枳」

左傍書「布自枳美山嶋根郡」

- ・「青垣烽」 左傍書「意宇郡ノ内能儀郡ノ東」

「正東廿里八十歩」の傍書「廿八里十歩イニ」

- ・「瀬崎或」 左傍書「野浪ニアリ」

- ・「天平五年二月卅日勘造」

朱傍書「人王四十四代聖武帝御宇宝永八マテ九百七十六年ニ□」

左傍書「本朝正運紀略ニ云ク風土記ノ撰マレシハ和銅五年トアリ」

【本写本について】

- (一) 本写本は、島根郡の記載に次の(イ)特徴を持つ、いわゆる脱落本系統である。

- (イ) 神社記載の冒頭部分は貼り紙(二行分の神社名)の下に墨書が見えるが判読は難しい。【写真7】

ただし、袋綴状の内側から当該丁面裏面には次の墨書が確認できる。

「大埕社 大埕川辺社 朝酌下社

奴那弥社 掠見社 (以上卅五所並／不有祇官) 」

- (ロ) 島根郡加賀郷条の記載の一部は、別筆で、次の丁面の冒頭にかけて追記する【写真6】。

- (ハ) 島根郡前原埕条では本文中に「本草綱目」云々の一文がある【写真9】。

これは蓬左文庫本や日御碕神社本の「出雲国風土記」写本の当該条の頭注「本草綱目／鮫魚部ニ鼻前／有骨如斧斤／能擊物壞舟／者曰鋸沙」が、本文のなかに竄入した形である。

この二写本の影印は 次の書籍を参照されたい。

* 蓬左文庫本 廣岡義隆編『蓬左文庫本 出雲國風土記〈影印／翻刻〉』塙書房、二〇一八年。

* 日御碕神社本 秋本吉徳編『出雲国風土記諸本集』勉誠社、一九八四年。

(二) 本写本が前記(一)の(イ)(ハ)の特徴を持つことに、ほかの写本の情報も含めて、高橋周氏は次のように述べる。

(イ) については、「本文書写時に脱落本で共通して記載される四つの神社名を記した後、空白を作り、さらに丁面を改めて半丁全てを空白とし、

またその丁の裏にも二行分の空白を作って、次の条文を記している。なお、四つの神社名は後で付箋が貼付され、改めて補訂の神社名が記される。数行分の空白は郷原家本などにも見られるが、このような空白は他例に無く、補訂を予定して書写されたようにも捉えられる。したがって、補訂は本文書写後に間もなく行われたと考えられよう」(高橋 二〇二三a。一八八頁)。

(ハ)のような竄入を持つ同様な写本として、阿祢神社本(出雲市湖陵町阿祢神社所蔵)、神田本(島根大学附属図書館所蔵)を紹介する。そのうえで、「この竄入は高野宮本・阿祢神社本・神田本の共通の祖本で生じたものを継受したと言える」と述べている(高橋 二〇二三a。一八八頁)。

ただし、この(ハ)の「本草綱目」云々の本文への竄入について、神田氏本には見えない。

*神田本は、島根大学附属図書館ホームページの「貴重資料デジタルアーカイブ」にて、「出雲国風土記俗解鈔 乾」・「出雲国風土記俗解鈔

坤」二冊(資料番号1429805)として公開されている。同写本

「坤」の裏表紙見返しに、奥書「維時寛政十二庚申四月 神門郡古志郷厚敬写之」とある。

(三) 島根郡の神社記載について、公益財団法人永青文庫所蔵の細川家本等では多くの神社名が脱落しているが、その脱落を補っている最古本は天和三年(一六八三)の岸崎時照著の『出雲風土記鈔』とされている。

本写本の奥書には「延寶五年」(一六七七)とあり、島根郡条には多くの神社名が記されている。この点から、高橋周氏は、本写本は『出雲風土記鈔』の稿本に関わる写本と考えられるとし、同系統の写本が時照の周辺に存在した可能性を指摘する(高橋 二〇二三b)。

【家原信勝について】

信勝は寛文七年(一六六七)の高野宮上葺棟札に「嫡男宮千代信勝」、延宝八年(一六八二)同社の上葺棟札に「家原大内蔵信勝」とみえる(高橋周 二〇二二。一四八頁)。

【内神社について】

本写本所蔵の内神社の概要は、次のとおりである(『式内社調査報告』第二十巻山陰道3、皇學館大學出版部、一九八三年)。

(社名) 出雲国風土記の「宇智社」に当たる。『雲陽誌』には「高野宮」

(所在地) 島根県松江市大垣町七四六番地

(祭神) 和加布都努志命・下照姫命・天照大御神

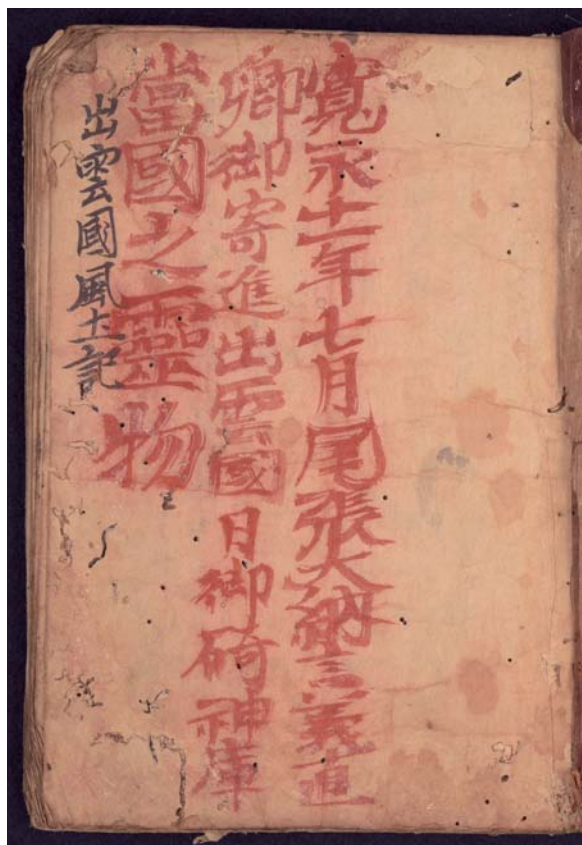
(神職) 家原成宜宮司

なお、『神国島根』(島根県神社庁編、一九八一年)も、概ね同様の概要を記す。

【参考文献】

- ・高橋周 二〇二二「中近世出雲における『出雲風土記』の受容と『日本書紀』(島根県古代文化センター研究論集二六集『日本書紀と出雲観』)
- ・同 二〇二三a「神田本『出雲国風土記俗解鈔』と神田厚敬」(『古代文化研究』三二号)
- ・同 二〇二三b「『出雲国風土記』の写本と写本系統」(島根県古代文化センター編『出雲国風土記―校訂・注釈編―』八木書店)

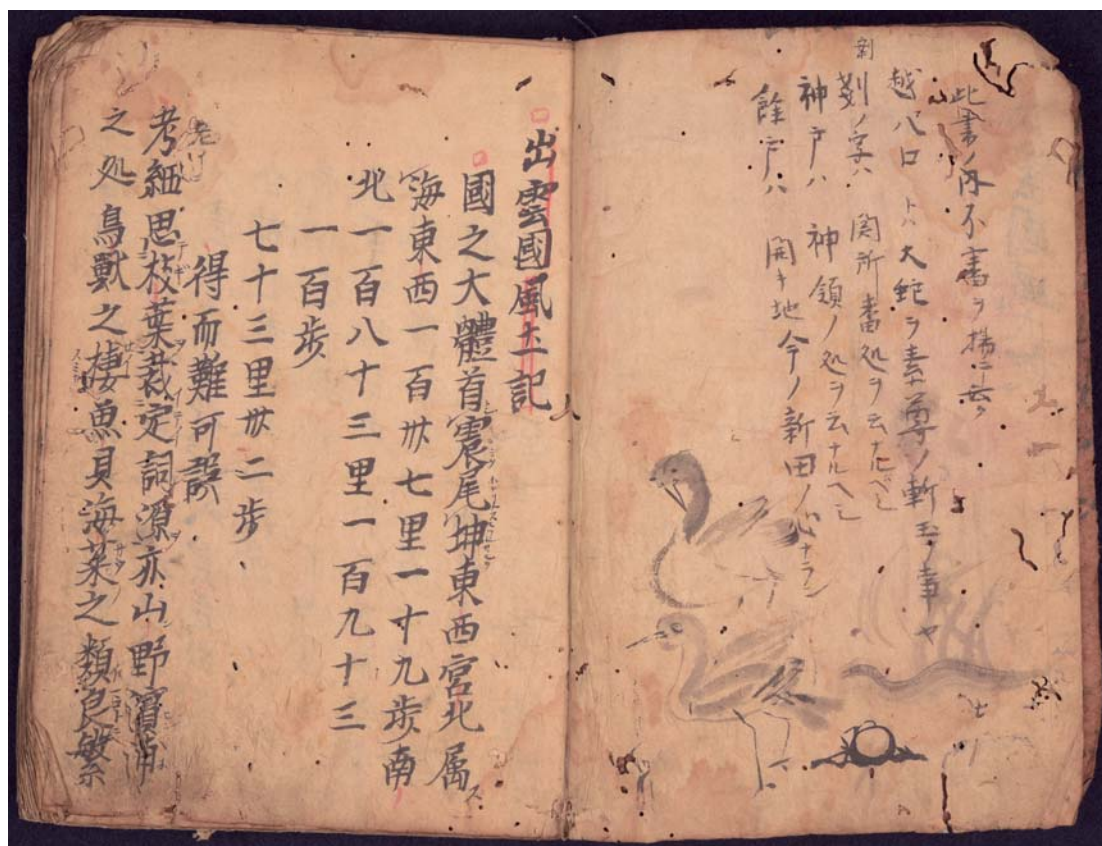
(野々村安浩 記)



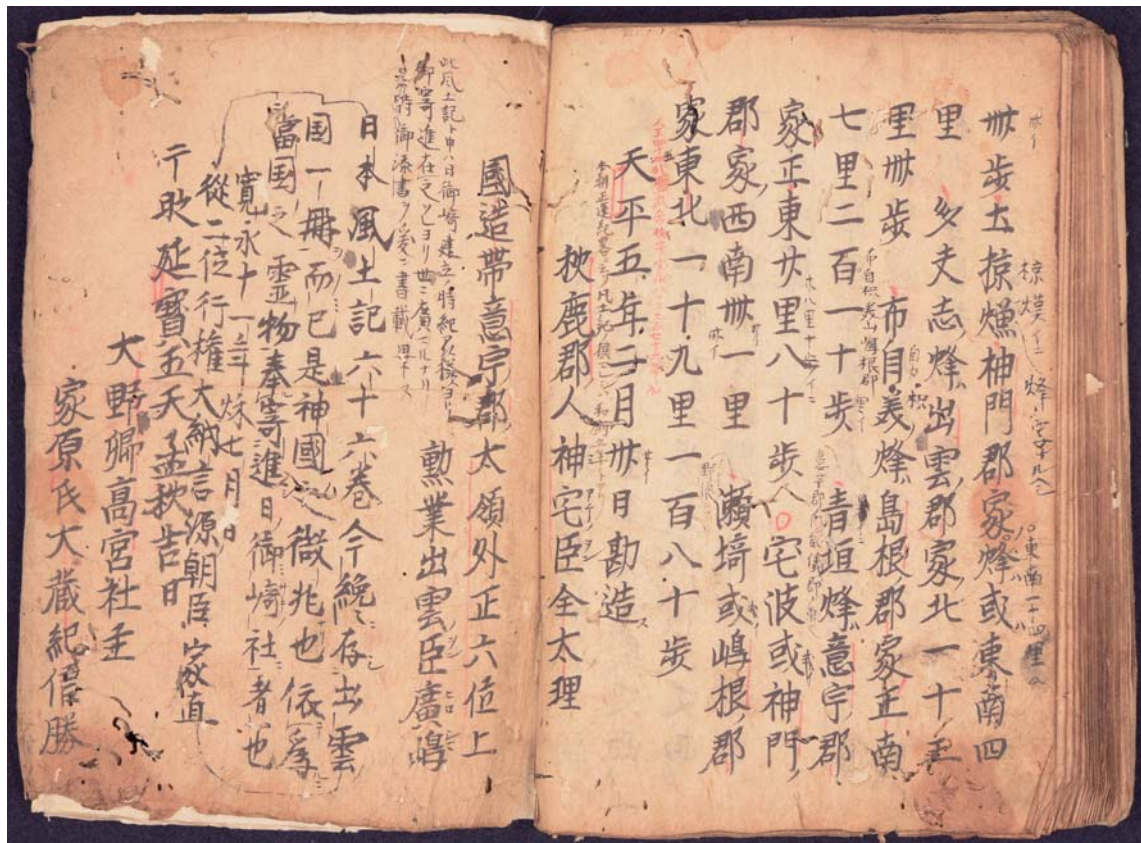
【写真5】もと表紙



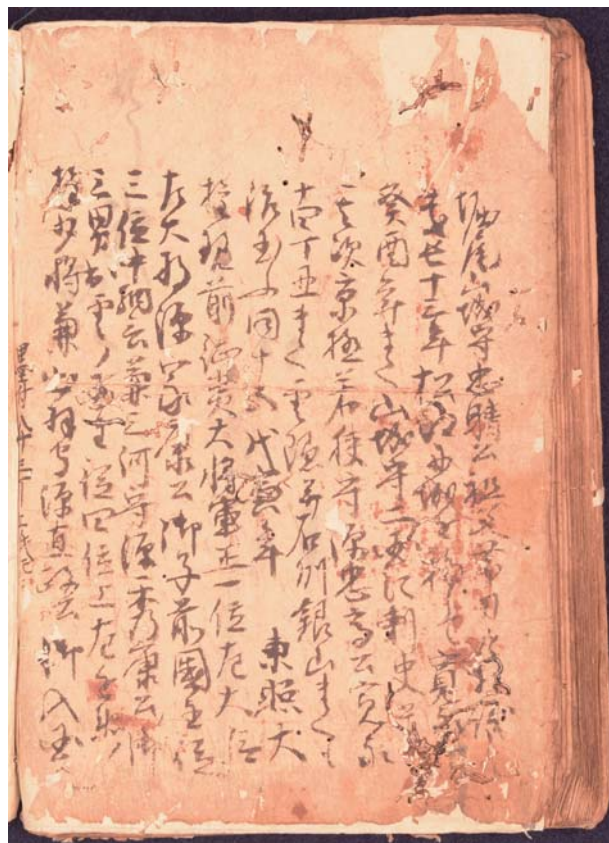
【写真1】現表紙



【写真2】（右）もと表紙ウラ、（左）本文1丁オモテ



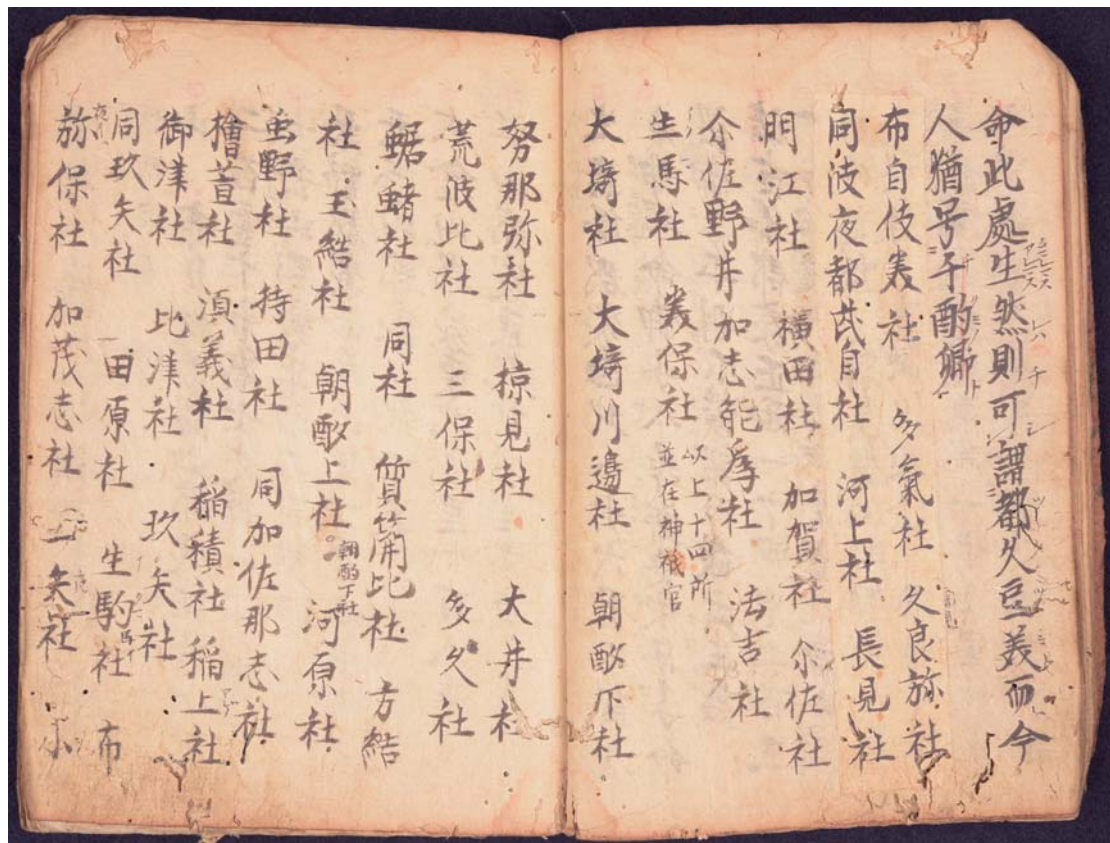
【写真3】(右) 本文81丁ウラ、(左) 本文82丁オモテ



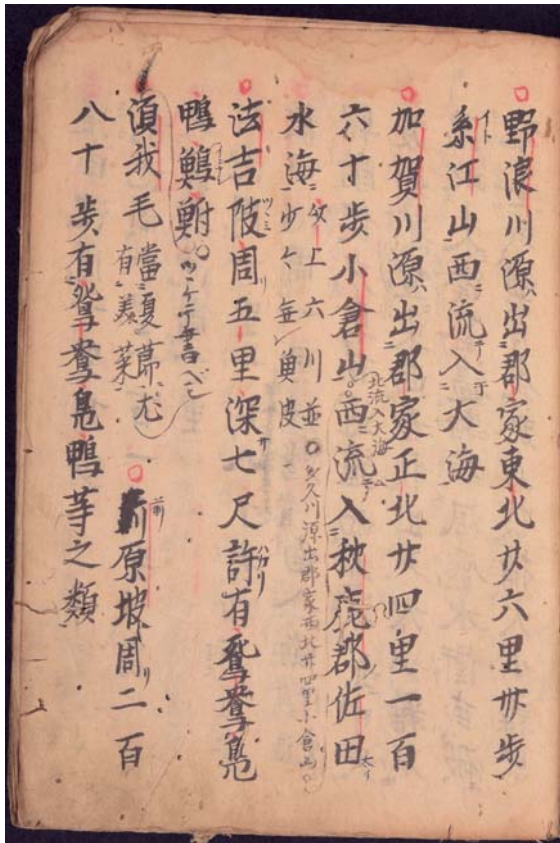
【写真4】本文 82丁ウラ



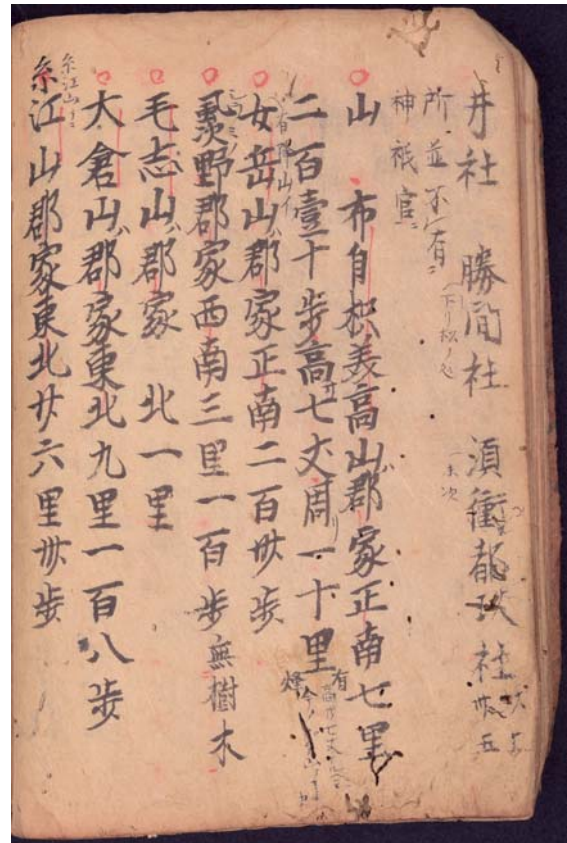
【写真6】本文18丁ウラ・19丁オモテ 島根郡加賀郷条



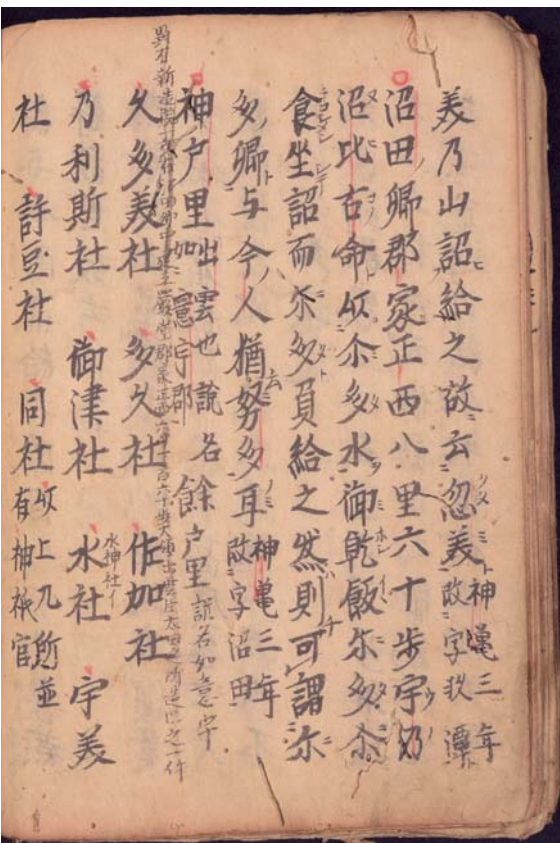
【写真7-1】本文19丁ウラ～20丁オモテ 島根郡 神社記載 冒頭



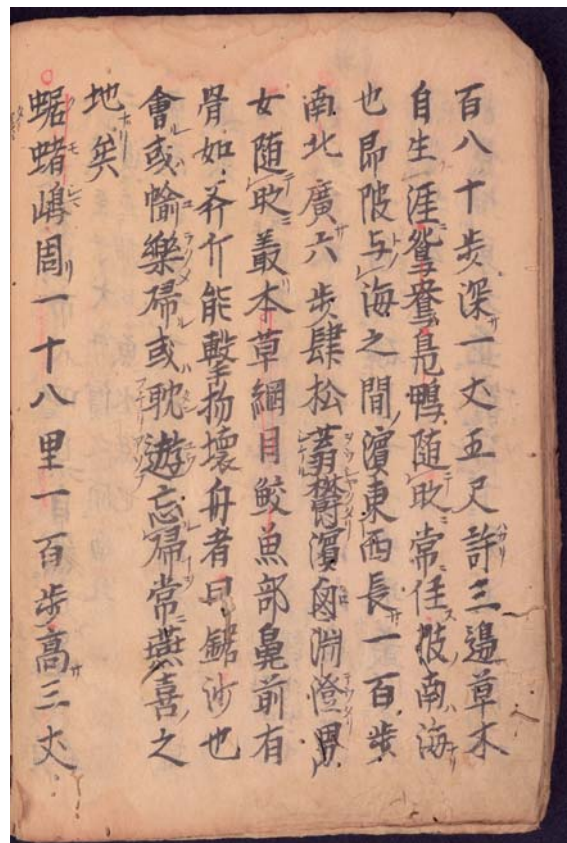
【写真8】本文22丁オモテ 加賀川条



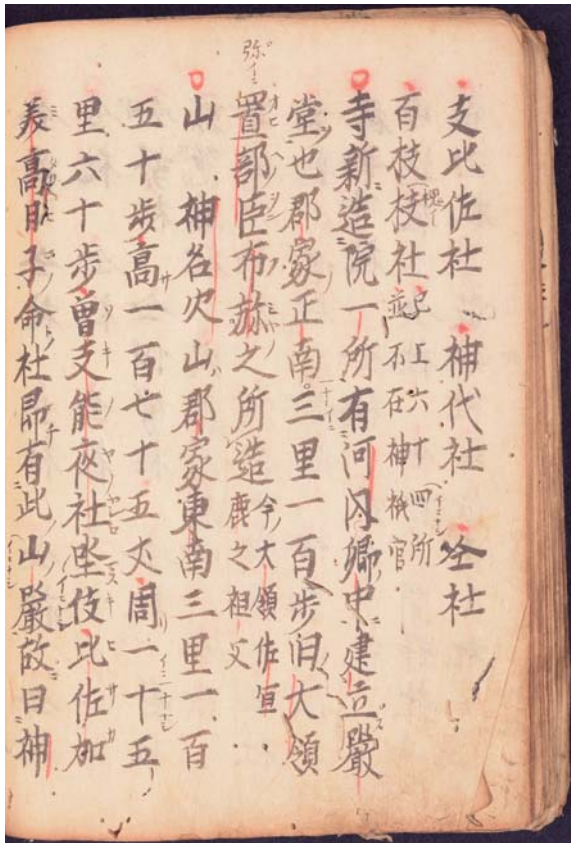
【写真7-2】本文20丁ウラ 島根郡 神社記載 末尾



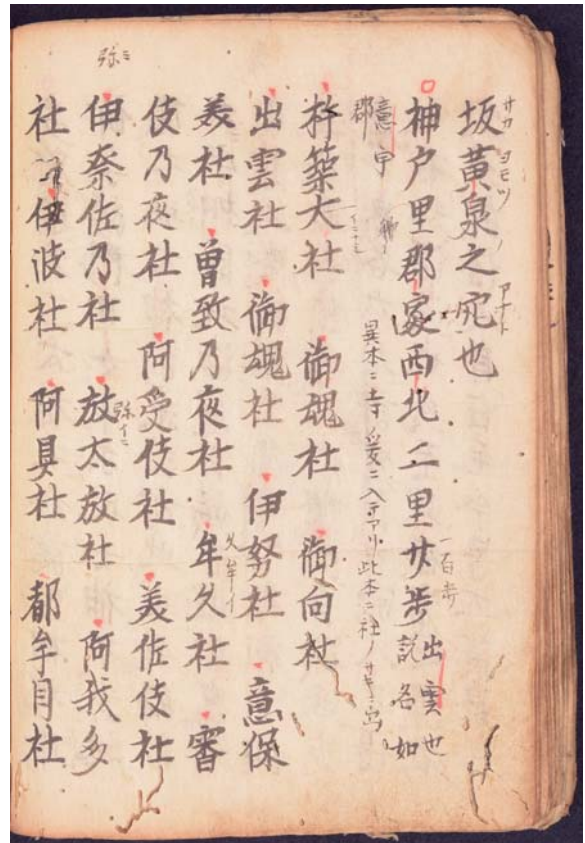
【写真10】本文39丁ウラ 楯縫郡 神戸里条



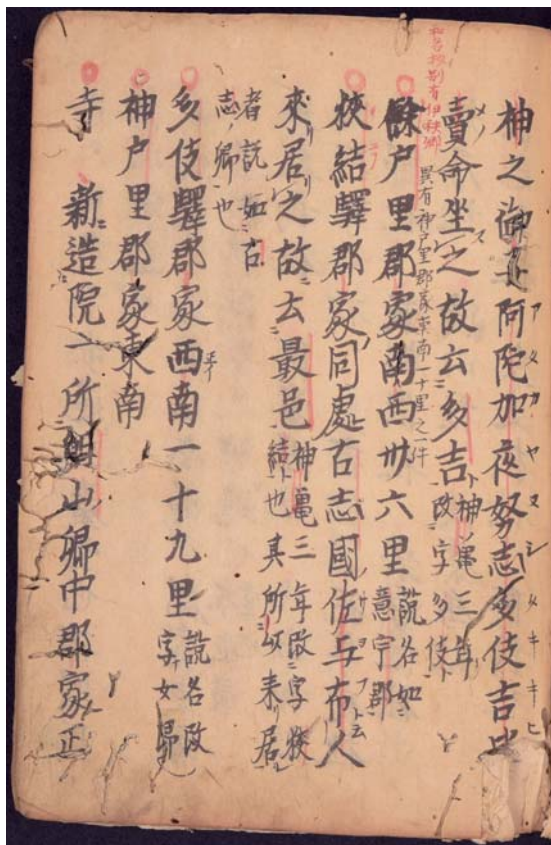
【写真9】本文23丁ウラ 島根郡 前原陂条



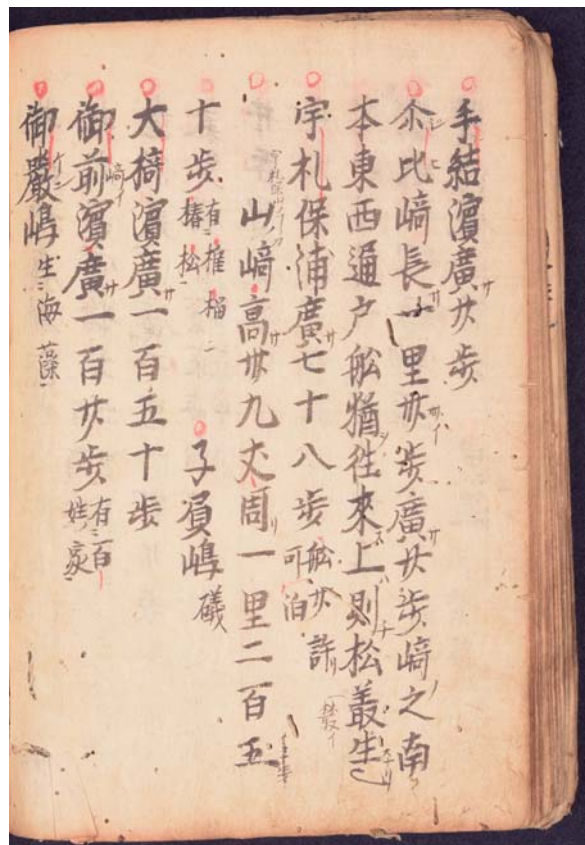
【写真11-2】本文48丁ウラ
出雲郡 神社記載 末尾、新造院条



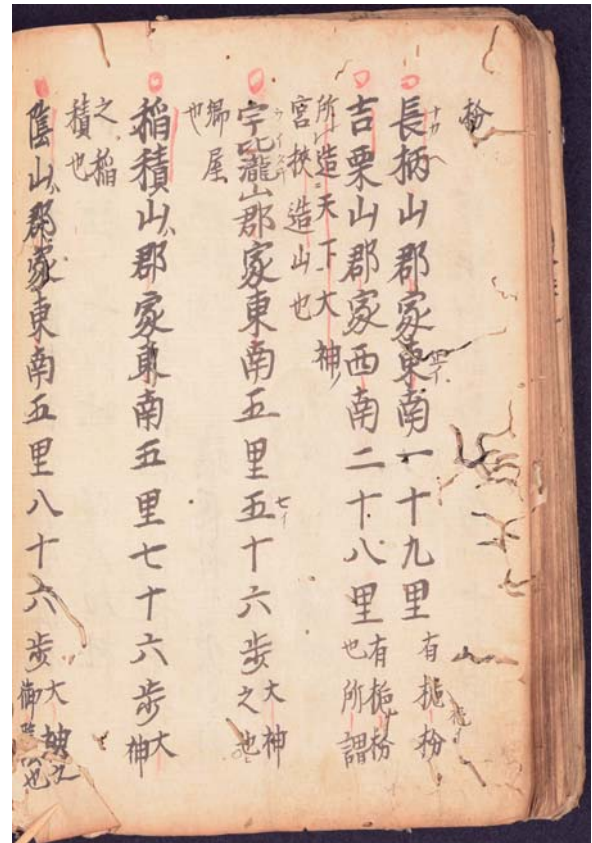
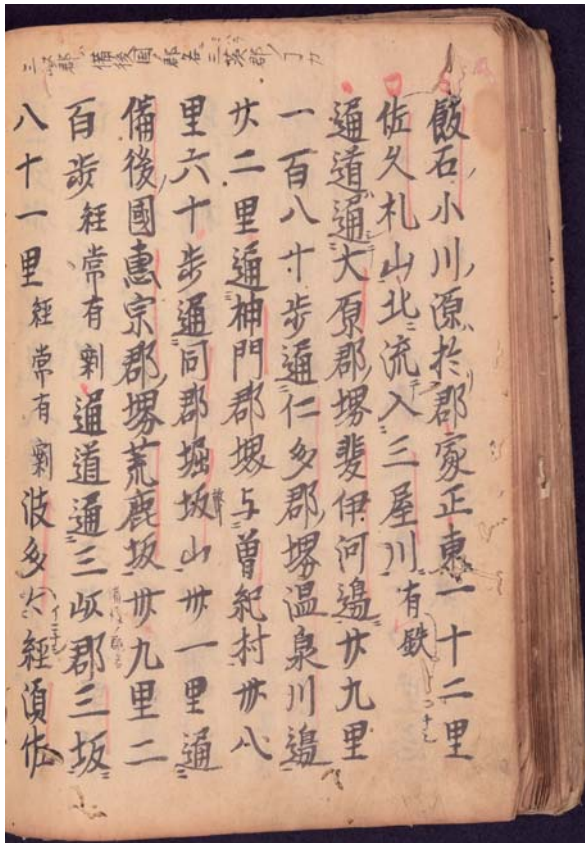
【写真11-1】本文46丁ウラ 出雲郡 神社記載 冒頭



【写真13】本文56丁オモテ 神門郡 神戸里条



【写真12】本文51丁ウラ 出雲郡 宇礼保山条



【写真15】本文65丁ウラ 飯石郡 通道条

【写真14】本文57丁ウラ 神門郡 宇比瀧山条